

医療補助金請求の手引き (令和4年10月改正用)

(一財) 長崎県教職員互助組合



ただいまより、医療補助金請求の手引き（令和4年10月改正用）の説明を始めます。お手元に「医療補助金請求の手引き」をご用意ください。

互助組合の医療補助金は、後期高齢者の自己負担割合の改正に伴い、令和4年10月受診分から大きく改正されます。

この手引きは、退職互助部ハンドブック（令和3年3月発行）と一緒に保管してください。

1頁下の方をご覧ください。

今回、この手引きと一緒に医療補助金請求書を2枚送付しています。

この請求書は、コピーして使用できます。
コピー環境がない方は、郵送対応しますので、互助組合へご連絡ください。

なお、次回（令和5年3月発行）の退職互助部ハンドブックにも請求書を掲載します。

事務局からのお願い（2頁）

**改正前（令和4年9月受診分）で
いったん区切って、請求してください。**

10月受診分から様式も計算方法も新しくなります。
9月受診分で区切って早めに請求すると、
頭の中もスッキリ整理できますよ！



2ページをご覧ください。

事務局からのお願いです。

改正後（令和4年10月受診以降）は、算定方法や請求方法が大きく変わります。

改正前（令和4年9月受診分まで）でいったん区切って、早めに請求してください。

なお、9月受診分の請求方法や様式については、退職互助部ハンドブック（令和3年3月発行）に掲載しています。

改正のポイント

1. 給付金の算定方法の変更
2. 請求様式の変更
3. 請求方法の簡略化



3ページをご覧ください。

令和4年10月の改正のポイントを説明します。

ポイントは大きく3つあります。

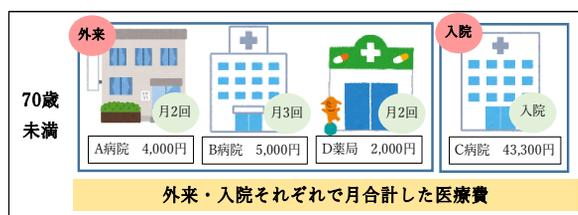
1つずつ詳しく説明します。

1. 給付金の算定方法が変わります。(3～4頁)

【70歳未満】

受診した全ての医療機関を、受診月別、入院・外来別に合算し、3,000円を控除した額の50%を給付。

給付の上限額：ひと月それぞれ15,000円



$$(\text{外来合計}11,000\text{円}-3,000\text{円}) \times 50\% = 4,000\text{円}$$

$$(\text{入院合計}43,300\text{円}-3,000\text{円}) \times 50\% = 20,100\text{円}$$
$$\Rightarrow 15,000\text{円}$$

(給付上限)

給付額計 19,000円



1点目 給付金の算定方法が変わります。

令和4年10月以降は、70歳未満と70歳以上で、算定方法が異なります。

70歳未満は、受診した全ての医療機関分を、受診月別、入院・外来別に合算し、3,000円を控除した額の50%を給付します。

給付上限は、入院・外来それぞれ月ごとに15,000円です。

ここで計算例を見てみましょう。4ページをご覧ください。

70歳未満は、外来・入院それぞれで計算を行いますので、外来合計11,000円から3,000円を引いて、その50%で4,000円の給付。

入院合計43,300円から3,000円を引いて、その50%で20,100円となりますが、月の給付上限がありますので、15,000円の給付。

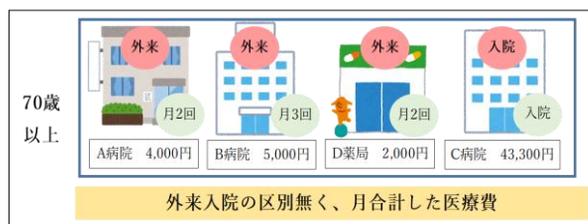
この月の給付額計は、19,000円となります。

1. 給付金の算定方法が変わります。(3～4頁)

【70歳以上】

受診した全ての医療機関を、受診月別に合算し、
3,000円を控除した額の50%を給付。

給付の上限額：ひと月20,000円



$$(月合計54,300円-6,000円) \times 50\% = 24,100円 \\ \Rightarrow 20,000円 \\ (\text{給付上限})$$

給付額 20,000円



3ページにもどってください。

70歳以上は、受診した全ての医療機関分を受診月別に合算し、6,000円を控除した額の50%を給付します。
給付上限は、月ごとに20,000円です。

70歳以上の計算例を見てみましょう。4ページをご覧ください。

70歳以上は、入院・外来に関係なく月合計しますので、この月の合計54,300円から6,000円を引いて、その50%で24,100円となりますが、給付上限がありますので、この月の給付額は20,000円となります。

1. 給付金の算定方法が変わります。(3～4頁)

- ・ 10月受診分から。
- ・ 医療機関に関係なく月合計(70歳未満は入院・外来ごと)
- ・ 70歳になった翌月から70歳以上の算定方法
- ・ 給付上限額(月)



3ページをごらんください。今回の改正のポイントは、

- ① 受診月を基準に算定方法を適用します。
令和4年9月受診までは、今の計算方法を適用し、
令和4年10月受診分は新しい算定方法となります。
- ② 医療機関に関係なく月合計することができます。
ただし、70歳未満は入院・外来ごとに給付金を算定します。
- ③ 70歳になった翌月から70歳以上の算定用法を適用します。
ただし、1日生まれの方はその月から適用です。
- ④ 月の給付上限額があります。70歳未満は入院・外来ごとに15,000円、70歳以上は月20,000円。
- ⑤ 医療補助金の対象となる領収金額(保険適用分)は、
「70歳以上…月合計6,200円以上」
「70歳未満…入院・外来それぞれ月合計3,200円以上」です。
この金額を超えた場合は、医療補助金の請求をしてください。

3. 請求方法を簡略化（6頁）

「医療費のお知らせ」のみ省略可。

上半分は記入

記入不要 ⇒

令和4年10月受診分～ 医療補助金請求書
一般社団法人 長崎県教職員互助組合理事長様

送附組合員番号	区分	療養者(請求者)氏名	生年月日	電話
	1 組合員 2 加入配偶者	姓 名 姓 名 姓 名	年 月 日 年 月 日 年 月 日	

身体障害者手帳所持者は職と居住地を記入→ 身体障害者手帳所持者

「年齢・保険区分」などは、今回請求する診療年月当時のものを記入してください。
なお、途中で年齢・保険区分等が変わった場合は、請求月紙を分けて作成してください。

年齢・保険区分 年齢区分
 1 70歳未満・公立学校生徒組合(任意・福祉)
 2 70歳未満・公立学校生徒組合(専断・再任用/フレイル)
 3 70歳未満・上記以外の医療保険

区分
 1 本人(被保険者)
 2 家族(被扶養者)

【注意事項】
 この様式は令和4年10月受診分から対象です。
 同一受診月の請求は3回限りです。
 ・療養者照はコピー可です。
 ・記入例は医療補助金請求書の引きに記載しています。

【医療費のお知らせ(医療機関)を添付する場合】
 ・以下は記入せず、医療費のお知らせをこの様式にクリップのホチキスで固定してください。
 ・配偶者を請求する際、医療費のお知らせはコピーしてそれぞれの請求様式に添付してください。

【療養者を添付する場合】
 ・診療年月別、入院・外来別に合計し、以下の内容を記入してください。
 ・2回以上の方を診療年月別、入院・外来別に記入してください。

診療年月 (数字のみ)	入院 (数字のみ)	一部負担金 (保険適用分のみ)	診療年月 (数字のみ)	入院 (数字のみ)	一部負担金 (保険適用分のみ)	記入欄 添付する診療年月は、必ず記入してください。未記入の場合、同受診分が有効と見做されます。 一部負担金は医療機関の支払明細書に記入してください。(保険料は控除して記入) 控除額の内訳(控除するもの) ① 公的医療 ② 自己負担 ③ 医療費 ④ 医療費 ⑤ 医療費 ⑥ 医療費 ⑦ 医療費 ⑧ 医療費 ⑨ 医療費 ⑩ 医療費 ⑪ 医療費 ⑫ 医療費 ⑬ 医療費 ⑭ 医療費 ⑮ 医療費 ⑯ 医療費 ⑰ 医療費 ⑱ 医療費 ⑲ 医療費 ⑳ 医療費 ㉑ 医療費 ㉒ 医療費 ㉓ 医療費 ㉔ 医療費 ㉕ 医療費 ㉖ 医療費 ㉗ 医療費 ㉘ 医療費 ㉙ 医療費 ㉚ 医療費 ㉛ 医療費 ㉜ 医療費 ㉝ 医療費 ㉞ 医療費 ㉟ 医療費 ㊱ 医療費 ㊲ 医療費 ㊳ 医療費 ㊴ 医療費 ㊵ 医療費 ㊶ 医療費 ㊷ 医療費 ㊸ 医療費 ㊹ 医療費 ㊺ 医療費
1	1	1	1	1	1	
2	2	2	2	2	2	
3	3	3	3	3	3	
4	4	4	4	4	4	
5	5	5	5	5	5	
6	6	6	6	6	6	
7	7	7	7	7	7	
8	8	8	8	8	8	
9	9	9	9	9	9	
10	10	10	10	10	10	
11	11	11	11	11	11	
12	12	12	12	12	12	
13	13	13	13	13	13	
14	14	14	14	14	14	
15	15	15	15	15	15	
16	16	16	16	16	16	
17	17	17	17	17	17	
18	18	18	18	18	18	
19	19	19	19	19	19	
20	20	20	20	20	20	
21	21	21	21	21	21	
22	22	22	22	22	22	
23	23	23	23	23	23	
24	24	24	24	24	24	
25	25	25	25	25	25	
26	26	26	26	26	26	
27	27	27	27	27	27	
28	28	28	28	28	28	
29	29	29	29	29	29	
30	30	30	30	30	30	
31	31	31	31	31	31	
32	32	32	32	32	32	
33	33	33	33	33	33	
34	34	34	34	34	34	
35	35	35	35	35	35	
36	36	36	36	36	36	
37	37	37	37	37	37	
38	38	38	38	38	38	
39	39	39	39	39	39	
40	40	40	40	40	40	
41	41	41	41	41	41	
42	42	42	42	42	42	
43	43	43	43	43	43	
44	44	44	44	44	44	
45	45	45	45	45	45	
46	46	46	46	46	46	
47	47	47	47	47	47	
48	48	48	48	48	48	
49	49	49	49	49	49	
50	50	50	50	50	50	
51	51	51	51	51	51	
52	52	52	52	52	52	
53	53	53	53	53	53	
54	54	54	54	54	54	
55	55	55	55	55	55	
56	56	56	56	56	56	
57	57	57	57	57	57	
58	58	58	58	58	58	
59	59	59	59	59	59	
60	60	60	60	60	60	
61	61	61	61	61	61	
62	62	62	62	62	62	
63	63	63	63	63	63	
64	64	64	64	64	64	
65	65	65	65	65	65	
66	66	66	66	66	66	
67	67	67	67	67	67	
68	68	68	68	68	68	
69	69	69	69	69	69	
70	70	70	70	70	70	
71	71	71	71	71	71	
72	72	72	72	72	72	
73	73	73	73	73	73	
74	74	74	74	74	74	
75	75	75	75	75	75	
76	76	76	76	76	76	
77	77	77	77	77	77	
78	78	78	78	78	78	
79	79	79	79	79	79	
80	80	80	80	80	80	
81	81	81	81	81	81	
82	82	82	82	82	82	
83	83	83	83	83	83	
84	84	84	84	84	84	
85	85	85	85	85	85	
86	86	86	86	86	86	
87	87	87	87	87	87	
88	88	88	88	88	88	
89	89	89	89	89	89	
90	90	90	90	90	90	
91	91	91	91	91	91	
92	92	92	92	92	92	
93	93	93	93	93	93	
94	94	94	94	94	94	
95	95	95	95	95	95	
96	96	96	96	96	96	
97	97	97	97	97	97	
98	98	98	98	98	98	
99	99	99	99	99	99	
100	100	100	100	100	100	

※医療費のお知らせ(医療機関)の添付は令和4年10月受診分から廃止しました

6 ページをご覧ください。

改正内容3つめは、「請求方法を簡略化しました」ただし、医療費のお知らせを添付する場合のみです。

令和4年10月受診分以降は、医療費のお知らせを添付する場合は、診療内容の記載を省略することができます。
 なお、9月までは、旧様式を使用し、今まで通り記入が必要です。

「医療費のお知らせ」とは・・・？（6頁）

- ・ 加入している健康保険から送付
- ・ 受診年月、受診した病院などが一覧になったもの

詳細は
保険証の発行元へ
お尋ねください

後期高齢者医療に係る医療費のお知らせ 発行：長崎県後期高齢者医療広域連合

国民健康保険医療費のお知らせ 令和〇年〇月〇日作成

医療費通知作成範囲：令和〇年〇月～令和〇年〇月

保険者証記号・番号 〇〇市

〇〇 〇〇 様分 令和〇年〇月〇日作成

受診 年 月	受診者氏名	受診 区分	日数	医療費総額	医療費総額の内訳		病院等名称
					国民健康保険等 から支払った額	窓口での 負担額	

区分 日数 医療費の総額 自己負担相当額 備考

〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇



ワンポイントアドバイス 「医療費のお知らせとは・・・？」

「医療費のお知らせ」は、加入している健康保険から送付されます。
受診年月、病院、医療費総額、窓口での負担額が一覧で記載されています。

発送時期や掲載内容についての詳細は保険証の発行元へお尋ねください。

先ほどA型請求を廃止しましたが、この「医療費のお知らせ」があれば簡単に請求できます。健康保険から送付されたときは、捨てないようにしてください。